

自己資本比率規制の概要

○ 国際統一基準(BIS基準)

[対象金融機関・・・海外営業拠点(海外支店又は海外現地法人)を有する金融機関]

<p>[算式]</p> $\text{自己資本比率} = \frac{\text{基本的項目} + \text{補完的項目} - \text{控除項目}}{\text{リスク・アセット}} \geq 8\%$
--

- (参考) 1. 基本的項目(Tier1)とは、資本勘定(資本金、法定準備金、剰余金等)の額をいう。
 2. 補完的項目(Tier2)とは、①その他有価証券の評価差益(注)の45%、②不動産の再評価額の45%、③一般貸倒引当金(リスクアセットの1.25%が算入の上限)、④負債性資本調達手段(Upper Tier2としては永久劣後債等、LowerTier2としては期限付劣後ローン等)の合計額をいう。

(注)損益ネット後の値が正である場合。損益ネット後評価損が発生する場合は税効果調整後の全額をTier1より控除。

3. 但し、補完的項目の額は、基本的項目の額を限度として算入が可能。また、補完的項目におけるLowerTier2は、基本的項目の額の1/2を限度として算入が可能。
 4. 控除項目とは銀行間における意図的な資本調達手段の保有に相当する額をいう。
 5. リスク・アセットとは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額をいう。
 6. リスク・ウェイトの例
 リスク・ウェイト0%・・・国債、地方債、現金等。 リスク・ウェイト10%・・・政府関係機関債等
 リスク・ウェイト20%・・・金融機関向け債権 リスク・ウェイト50%・・・抵当権付住宅ローン
 リスク・ウェイト100%・・・通常のローン

○ 国内基準

[対象金融機関・・・海外営業拠点のない金融機関]

<p>[算式]</p> $\text{自己資本比率} = \frac{\text{基本的項目} + \text{補完的項目} - \text{控除項目}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$
--

- (参考)その他有価証券の評価差益(注)については、国際統一基準と異なり、補完的項目及びリスクアセットに算入しない。

(注)損益ネット後の値が正である場合。損益ネット後評価損が発生する場合は国際統一基準と同様の取扱い。